

土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 $\nabla$	±50	
						根 入 長	設計値以上	
						変 位 $l$	100	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延 長 $L$	-200	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6		小型標識工	設 置 高 さ $H$	設計値以上	
						基礎	幅 $w$ (D)	-30
							高 さ $h$	-30
							根 入 れ 長	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 変位は、施工延長 20m (測点間隔 25m の場合は 25m) につき 1 ヶ所、延長 20m (又は 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		
1 ヶ所 / 1 施工箇所		
1 ヶ所 / 1 基		
基礎 1 基毎		

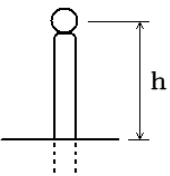
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30
							高 さ h	-30
						パイプ取付高 H		+30 -20
3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30
							高 さ h	-30
						ビーム取付高 H		+30 -20
3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30
							高 さ h	-30
							延 長 L	-100
						ケーブル取付高 H		+30 -20

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 ケ所測定。 1 箇所 / 1 施工箇所		
1 ケ所 / 施工延長 40m 40m 以下のものは、2 ケ所 / 1 施工箇所。 1 ケ所 / 1 施工箇所		
1 ケ所 / 1 基礎毎 1 ケ所 / 1 施工箇所		

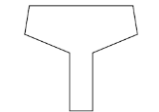
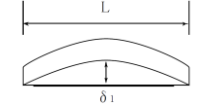
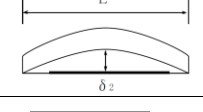
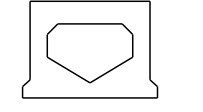
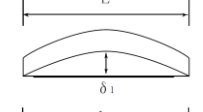
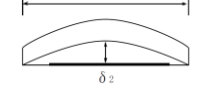
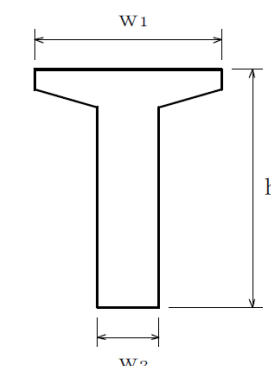
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	9		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上
						幅 w	設計値以上
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋塗 装・防食便覧 Ⅱ-74 「表-Ⅱ.5.5 各塗料の標 準使用量と 標準膜厚」 の標準使用 量以上。

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		
1ヶ所/10本 10本以下の場合、2ヶ所測定。		
塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500m <sup>2</sup> とする。		

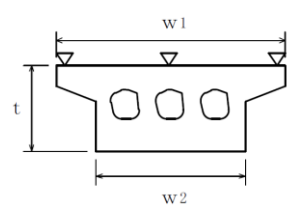
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工)  (けた橋)	桁長 L (m)	$\pm L/1000$
						断面の外形寸法	$\pm 5$
						橋 桁 の そり $\delta_1$	$\pm 8$
						横方向の曲がり $\delta_2$	$\pm 10$
3	2	3	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工)  (スラブ桁)	桁長 L (m)	$\pm 10 \dots$ $L \leq 10m$ $\pm L/1000 \dots$ $L > 10m$
						断面の外形寸法	$\pm 5$
						橋 桁 の そり $\delta_1$	$\pm 8$
						横方向の曲がり $\delta_2$	$\pm 10$
3	2	3	13	1	ポストテンション桁 製作工	幅 (上) $w_1$	+10 -5
						幅 (下) $w_2$	$\pm 5$
						高 さ h	+10 -5
						桁 長 $\ell$ 支 間 長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内
						横方向最大タワミ	0.8 $\ell$

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	<p>断面図</p>  <p>側面図</p>  <p>平面図</p> 	
桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	<p>断面図</p>  <p>側面図</p>  <p>平面図</p> 	
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。  なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。  $\ell$ : 支間長 (m)		<p>注) 新設のコンクリート構造物 (橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25m<sup>2</sup>以上のボックスカルバート (工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外) ) の鉄筋の配筋状況及びひかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」も併せて適用する</p>

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	3	13	2	プレキャストセグメント 製作工（購入工）	桁 長 $\ell$	—
						断面の外形寸法 (mm)	—
3	2	3	14		プレキャストセグメント 主桁組立工	桁 長 $\ell$	$\ell < 15 \cdots \pm 10$
						支 間 長	$\ell \geq 15 \cdots \pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内
						横方向最大タワミ	0.8 $\ell$
3	2	3	15		PCホロースラブ製作工	基 準 高	$\pm 20$
						幅 $w_1, w_2$	-5~+30
						厚 さ $t$	-10~+20
						桁 長 $\ell$	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。		
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 $\ell$ ：支間長 (m)		
桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1ヶ所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 $\ell$ ：桁長 (m)		<p>注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する</p>

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	1	P C箱桁製作工	基 準 高	±20
						幅 (上) $w_1$	-5～+30
						幅 (下) $w_2$	-5～+30
						内 空 幅 $w_3$	±5
						高 さ $h_1$	+10 -5
						内空高さ $h_2$	+10 -5
						桁 長 $l$	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \pm (l - 5)$ かつ -30mm 以内
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	2	P C押し箱桁製作工	幅 (上) $w_1$	-5～+30
						幅 (下) $w_2$	-5～+30
						内 空 幅 $w_3$	±5
						高 さ $h_1$	+10 -5
						内空高さ $h_2$	+10 -5
						桁 長 $l$	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \pm (l - 5)$ かつ -30mm 以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1ヶ所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 3-2-18-2 床版工に準ずる。</p> <p><math>l</math> : 桁長 (m)</p>		<p>注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する</p>
<p>桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 3-2-18-2 床版工に準ずる。</p> <p><math>l</math> : 桁長 (m)</p>		<p>注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する</p>

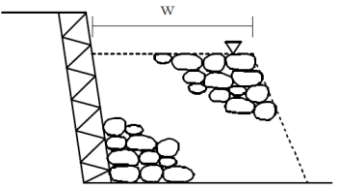
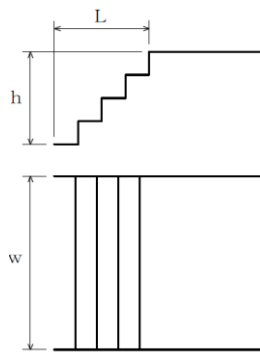
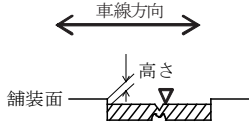
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	17		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	
						厚さ t	-20		
						幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	-20		
						延長 L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	-200		
						乱積	基準高▽	± t / 2	
							延長 L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	- t / 2	
						3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	18
幅 w	±300								
延長 L	-200								

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2ヶ所。</p> <p>幅、厚さは 40 個につき 1ヶ所測定。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2ヶ所。</p> <p>1 施工箇所毎</p>	<p>t は根固めブロックの高さ</p>	
1 組毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	3	19		捨石工	基 準 高 $\nabla$	-100
						幅 w	-100
						延 長 L	-200
3	2	3	22		階段工	幅 w	-30
						高 さ h	-30
						長 さ L	-30
						段 数	±0 段
3	2	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	舗装面に対し ±3
						表 面 の 凹 凸	3
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0～-2

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2ヶ所。</p>		
<p>1 回/1 施工箇所</p>		
<p>両端部及び中央部付近の 3 点を測 定。</p> <p>表面の凹凸は長手方向 (橋軸直角方 向) に 3m の直線定規で測って凹凸 が 3mm 以下</p>		



単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ 据付け高さ	±3
						高さ 車線方向各点誤差の相対差	3
						表面の凹凸	3
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2
						縦方向間隔 W1	±2
						横方向間隔 W2	±5
仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2						
3	2	3	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3
3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高 ▽	±500
						法 長 ℓ	-200
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>高さについては車道端部、中央部各3点計9点。</p> <p>表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下</p> <p>歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点</p>	<p>歯型板面の歯咬みあい部の高低差：咬みあい部中心 A, B 点の差</p>	
<p>車道端部及び中央部付近の3点を測定。</p> <p>表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法 長 $\ell$	-100
						厚 さ $t$	-0.2 $t$
						延 長 $L$	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 $\ell$	$\ell < 3$ m -50
						$\ell \geq 3$ m	-100
						厚 さ $t$	-50
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高 さ $h$	-100
						延 長 $L_1, L_2$	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						※幅 $w$	-50
						※高 さ $h$	-30
						延 長 $L$	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m 又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。 1 施工箇所毎</p>		

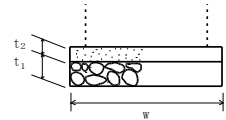
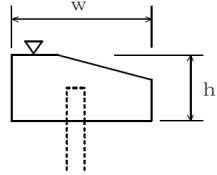
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						延 長 L	-200
3	2	3	29	2	側溝工 (現場打水路工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						厚 さ $t_1, t_2$	-20
						幅 w	-30
						高 さ $h_1, h_2$	-30
						延 長 L	-200
3	2	3	29	3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						幅 $w_1, w_2$	-50
						深 さ h	-30
						延 長 L	-200
3	2	3	30		集水枳工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 $w_1, w_2$	-30
						※高さ $h_1, h_2$	-30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40 m (又は 50m) 以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。</p> <p>1箇所/1施工箇所</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40 m (又は 50m) 以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。</p> <p>1施工箇所毎</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所。 延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1施工につき2ヶ所。 (なお、製品使用の場合は、製品寸法 は、規格証明書等による。)</p> <p>1施工箇所毎</p>		
<p>1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	3	31		現場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。
3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上
						厚さ t1, t2	-30
						延長 L	各構造物の規格値による
3	2	4	3	1	基礎工（護岸） (現場打)	基準高 $\nabla$	$\pm 30$
						幅 w	-30
						高さ h	-30
						延長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは 500m <sup>2</sup> とする。 1 ロット当たりの測定数は 25 点とし、各点の測定は 5 回行い、その平均値をその点の測定値とする。 ただし、1 ロットの面積が 200m <sup>2</sup> に満たない場合は 10m <sup>2</sup> ごとに 1 点とする。		
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		

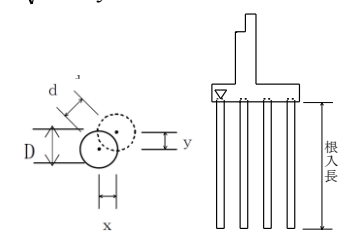
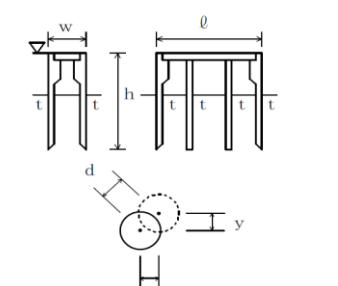
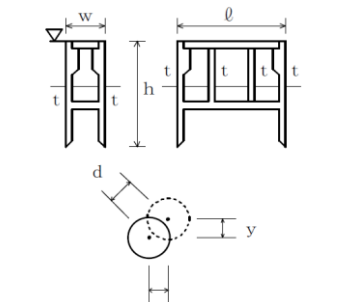
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	4	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基 準 高 ▽	±30
						延 長 L	-200
3	2	4	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基 準 高 ▽	±50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100 以内
						傾 斜	1/100 以内
3	2	4	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基 準 高 ▽	±50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	100 以内
						傾 斜	1/100 以内
						杭 径	設計値以上
3	2	4	5	場所打杭工	基 準 高 ▽	±50	
					根 入 長	設計値以上	
					偏 心 量 d	100 以内	
					傾 斜	1/100 以内	
					杭 径	設計径（公称径） -30 以上	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	

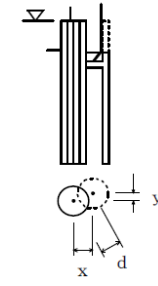
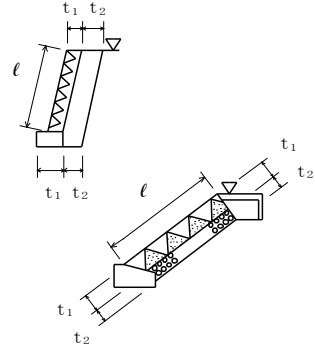
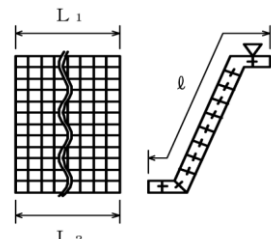
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	6		深礎工	基 準 高 $\nabla$	±50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	150 以内
						傾 斜	1/50 以内
						基 礎 径 D	設計径（公称径） 以上※
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	7		オープンケーソン基礎工	基 準 高 $\nabla$	±100
						ケーソンの長さ $\ell$	-50
						ケーソンの幅 w	-50
						ケーソンの高さh	-100
						ケーソンの壁厚 t	-20
						偏 心 量 d	300 以内
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高 $\nabla$	±100
						ケーソンの長さ $\ell$	-50
						ケーソンの幅 w	-50
						ケーソンの高さh	-100
						ケーソンの壁厚 t	-20
						偏 心 量 d	300 以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。		
壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	4	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	
						根 入 長	設計値以上	
						偏 心 量 d	300 以内	
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	
						法長ℓ	ℓ < 3m	-50
							ℓ ≥ 3m	-100
						厚さ(ブロック積張) t1	-50	
						厚さ(裏込) t2	-50	
						延 長 L	-200	
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	
						法 長 ℓ	-100	
						延長 L1, L2	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						幅 w	-100	
						延 長 L	-200	
3	2	5	4		緑化ブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						法長 $\ell$	$\ell < 3\text{m}$	-50
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100
						厚さ(ブロック) t1	-50	
						厚さ(裏込) t2	-50	
						延 長 L	-200	
3	2	5	5		石積(張)工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						法長 $\ell$	$\ell < 3\text{m}$	-50
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100
						厚さ(石積・張) t1	-50	
						厚さ(裏込) t2	-50	
						延 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。</p>		



単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚 さ	-45	-45	-15	-15
						幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は延長 40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 80m毎に1ヶ所測定。幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工)  (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線80m毎に1ヶ所測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>工事規模の考え方                      中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m<sup>2</sup>未満                      ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整碎石路盤工  (面管理の場合)	厚さあるいは標準較差	-54	-63	-8	-10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、500m <sup>2</sup> に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工  (面管理の場合)	厚さあるいは標準較差	-54	-63	-8	-10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7
						幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、500m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標準較差	-36	-45	-5	-7

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	



単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、500m <sup>2</sup> に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標準較差	-20	-25	-3	-4

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m<sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m<sup>2</sup> 以上 10,000m<sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000 t 未満</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	—	—
						平 坦 性	—		3m プロファイルメータ (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、500m <sup>2</sup> に1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	12	アスファルト舗装工 (表層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標準較差	-17	-20	-2	-3
						平坦性	—		3m プロファイルメータ (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚 さ	-45	-45	-15	-15
						幅	-50	-50	—	—
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)  (面管理の場合)		中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
						基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15
						厚さある いは標準 較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線 80m 毎に 1ヶ所測定。幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
第 3 編 3-2-6-7-2 下層路盤工 (面管理) に準ずる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	-	-
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工  (面管理の場合)		中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
						厚さある いは標準 較差	-54	-63	-8	-10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割に測定。 厚さは各車線 80m毎に1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>
第 3 編 3-2-6-7-2 下層路盤工 (面管理) に準ずる。		<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、500m<sup>2</sup> に 1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p> <p>工事規模の考え方                      中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。                      小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。                      ①施工面積で2,000m<sup>2</sup>未満                      ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満                      厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について                      橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工  (面管理の場合)	厚さあるいは標準較差	-54	-63	-8	-10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編 (案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編 (案))」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	



単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7
						幅	-50	-50	-	-

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、500m <sup>2</sup> に 1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見取点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標準較差	-36	-45	-5	-7

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	-	-

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、500m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見取点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標準較差	-20	-25	-3	-4

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	—	—
						平 坦 性	—		3m フォイルメータ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、500m <sup>2</sup> 毎に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標準較差	-17	-20	-2	-3
						平坦性	3mプロフィールメータ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚 さ	-45	-45	-15	-15
						幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 80m 毎に 1ヶ所測定。 幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工)  (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15
						厚さあるいは標準較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	



単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	-	-

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 80m毎に1ヶ所測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工  (面管理の場合)	厚さあるいは標準較差	-54	-63	-8	-10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、500m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工  (面管理の場合)	厚さあるいは標準較差	-54	-63	-8	-10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7
						幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、500m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標準較差	-36	-45	-5	-7

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	—	—

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、500m <sup>2</sup> に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標準較差	-20	-25	-3	-4

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 tの場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	



単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	-	-
						平 坦 性	-		3mプロシメータ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、500m <sup>2</sup> に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	9	12	排水性舗装工 (表層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標準較差	-17	-20	-2	-3
						平坦性	—		3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		測定値の平均
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10
							t ≥ 15cm	-45	-15
						幅	-100		—
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (路盤工)  (面管理の場合)	中規模以上	小規模以下	中規模以上	
						基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10
							t ≥ 15cm	±90	+50 -15
						厚さあるいは標高較差	t < 15cm	+90 -70	+50 -10
							t ≥ 15cm	±90	+50 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は片側延長 40m 毎に 1 ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 80m 毎に 1 ヶ所測定。 幅は、片側延長 80m 毎に 1 ヶ所所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p> <p>※歩道舗装に適用する。</p>	<p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>第 3 編 3-2-6-7-2 下層路盤工（面管理）に準ずる。</p> <p>※歩道舗装に適用する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		測定値の平均
3	2	6	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9		-3
						幅	-25		-
3	2	6	10	4	透水性舗装工 (表層工)  (面管理の場合)		中規模 以上	小規模 以下	中規模以上
						厚さあるいは 標高較差	-20		-3

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、片側延長 80m 毎に 1ヶ所測定。 厚さは、片側延長 80m 毎に 1ヶ所コアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
第 3 編 3-2-6-7-12 表層工 (面管理) に準ずる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7
						幅	-50	-50	-	-

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、500m <sup>2</sup> に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標準較差	-36	-45	-5	-7

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	-	-

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、500m<sup>2</sup> に1 個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	11	4	グースアスファルト舗装工 (基層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標準較差	-20	-25	-3	-4

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	



単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	11	5	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	—	—
						平 坦 性	—		3mプロット (σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、500m<sup>2</sup> に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	11	6	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚さあるいは標準較差	-17	-20	-2	-3
						(面管理の場合)	平坦性	—		3mプロットメータ (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	
						厚さ	-45		-15	
						幅	-50		—	
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工)  (面管理の場合)		中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
						基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15
						厚さある いは標高 較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>
第 3 編 3-2-6-7-2 下層路盤工 (面管理) に準ずる。		<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m<sup>2</sup> 以上とする。</p> <p>小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000m<sup>2</sup> 未満。</p>

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	
						幅	-50		—	
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)  (面管理の場合)		中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
						厚さある いは標準 較差	-55	-66	-8	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 80m毎に1ヶ所測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>
第 3 編 3-2-6-7-2 下層路盤工 (面管理) に準ずる。		<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m<sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000m<sup>2</sup> 未満。</p>

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	
						幅	-50		-	
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)  (面管理の場合)	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	
						厚さあるいは標準較差	-55	-66	-8	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、500m<sup>2</sup> 毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>工事規模の考え方                      中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。                      小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。                      ①施工面積で2,000m<sup>2</sup>未満                      ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満                      厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について                      橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。</p>
第 3 編 3-2-6-7-2 下層路盤工 (面管理) に準ずる。		<p>工事規模の考え方                      中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m<sup>2</sup> 以上とする。                      小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000m<sup>2</sup> 未満。</p>

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3	
						幅	-25		-	
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)  (面管理の場合)		中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
						厚さある いは標準 較差	-20	-27	-3	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、500m<sup>2</sup> 毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>
第 3 編 3-2-6-7-12 表層工 (面管理) に準ずる。		<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m<sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000m<sup>2</sup> 未満。</p>

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10		-3.5	
						幅	-25		-	
						平 坦 性	-		コンクリートの硬化後 3m プロフィールメーターにより機械舗設の場合 (σ) 2.4mm 以下 人力舗設の場合 (σ) 3mm 以下	
						目地段差	±2			
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)  (面管理の場合)	中規模	小規模	中規模	小規模	
						以上	以下	以上	以下	
						厚さあるいは標準較差	-22		-3.5	
	平 坦 性	-		3m プロフィールメーター (σ) 2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ) 3mm 以下						

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
厚さは、各車線を中心付近で型枠据付後各車線 80m 毎に水糸またはレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定、幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1m の線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線を中心付近で各車線 80m 毎に水糸またはレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線 80m 毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
第 3 編 3-2-6-7-12 表層工 (面管理) に準ずる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 未満。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高	±40	±50	—	
						厚 さ	-45		-15	
						幅	-50		—	
3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工  (面管理の場合)	中規模	小規模	中規模	小規模	
						基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15
						厚さあるいは標準 較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>基準高は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 80m毎に1ヶ所測定。幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
第 3 編 3-2-6-7-2 下層路盤工 (面管理) に準ずる。		<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m<sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000m<sup>2</sup> 未満。</p>



単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	
						幅	-50		-	
3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工  (面管理の場合)		中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
						厚さあるいは標準 較差	-55	-66	-8	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線80m毎に1ヶ所測定。</p> <p>ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
第 3 編 3-2-6-7-2 下層路盤工 (面管理) に準ずる。		<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m<sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000m<sup>2</sup> 未満。</p>

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	
						幅	-50		-	
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工  (面管理の場合)		中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
						厚さあるいは標準較差	-55	-66	-8	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、500m<sup>2</sup> に 1 個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
第 3 編 3-2-6-7-2 下層路盤工(面管理)に準ずる。		<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m<sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000m<sup>2</sup> 未満。</p>

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚さ	-9	-12	-3	
						幅	-25		-	
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層  (面管理の場合)	中規模	以上	小規模	中規模	小規模
						厚さあるいは標準較差	-20	-27	-3	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、500m<sup>2</sup> に1個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
第 3 編 3-2-6-7-12 表層工 (面管理) に準ずる。		<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m<sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000m<sup>2</sup> 未満。</p>

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15		-4.5	
						幅	-35		-	
						平 坦 性	-		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより(σ)2.4mm以下。	
						目地段差	±2			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 80m毎に水糸またはレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定、幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標準較差	-32		-4.5	
						平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルにより(σ)2.4mm以下	
						目地段差	±2			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m<sup>2</sup>未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)		中規模	小規模	中規模	小規模
						基準高	±40	±50	—	
						厚 さ	-45		-15	
						幅	-50		—	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	
						幅	-50		—	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは、各車線 80m 毎に 1ヶ所測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満	
幅は、延長80m 毎にの割とし、厚さは、各車線80m 毎に 1ヶ所測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	
						幅	-50		—	
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	
						幅	-50		—	
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	
						幅	-25		—	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、500m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。	
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、500m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、500m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	
						厚さ	-45		-15	
						幅	-50		—	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	
						幅	-50		—	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 80m毎に1ヶ所測定。 幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満	
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 80m毎に1ヶ所測定。	厚さは、個々の測定値が 10 個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	



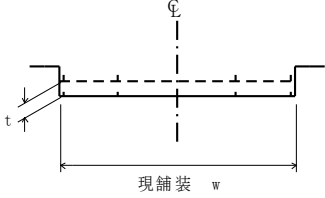
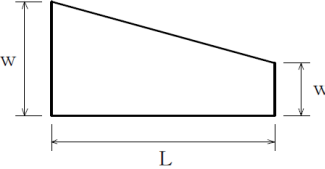
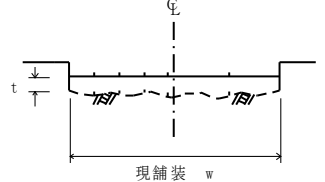
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模	小規模	中規模	小規模
3	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	
						幅	-50		—	
3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	
						幅	-50		—	
3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	
						幅	-25		—	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、500m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、500m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> )
3	2	6	15		路面切削工	厚 さ t	-7	-2
						幅 w	-25	—
3	2	6	16		舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50
							延長 L	-100
							厚さ t	該当工種
						舗設工	幅 w	-25
							延長 L	-100
							厚さ t	該当工種
3	2	6	17		オーバーレイ工	厚 さ t	-9	
						幅 w	-25	
						延 長 L	-100	
						平 坦 性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは 40m 毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長 40m 未満の場合は、2 ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。</p>	 <p style="text-align: center;">現舗装 w</p>	
<p>各層毎 1 箇所/1 施工箇所</p>	 <p style="text-align: center;">L</p>	
<p>厚さは 40m 毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、延長 80m 未満の場合は、2 ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。</p>	 <p style="text-align: center;">現舗装 w</p>	


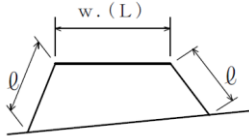
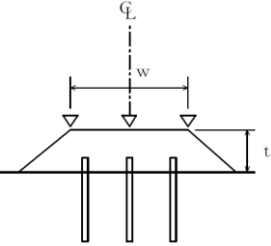
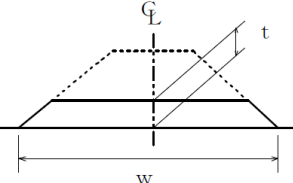
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	7	2		路床安定処理工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$
						施 工 厚 さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200
3	2	7	3		置換工 (路床入替工を含む)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$
						置 換 厚 さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>延長 40m 毎に 1 箇所 の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。</p>		

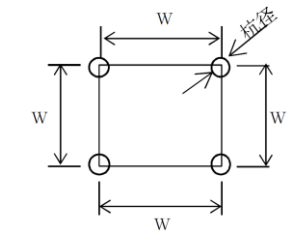
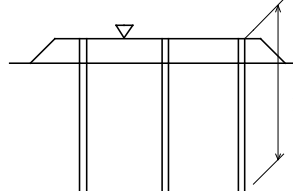
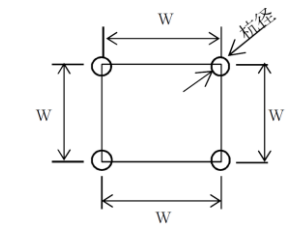
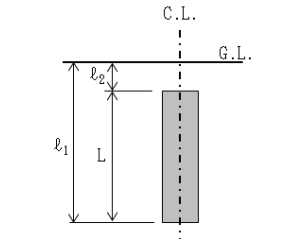
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4		表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 $\nabla$	特記仕様書に明示
						法 長 $l$	-500
						天 端 幅 $w$	-300
						天端延長 $L$	-500
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	5		パイルネット工	基 準 高 $\nabla$	±50
						厚 さ $t$	-50
						幅 $w$	-100
						延 長 $L$	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	6		サンドマット工	施工厚さ $t$	-50
						幅 $w$	-100
						延 長 $L$	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 10mにつき、1測点当たり5点以上測定。</p>  <p>w. (L) は施工延長 40mにつき 1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3ヶ所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩で行う。</p> 		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m) につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。</p> 		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m) につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。</p> 		

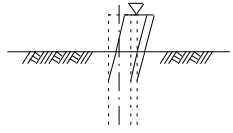
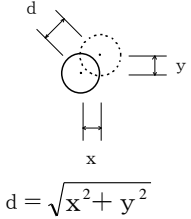
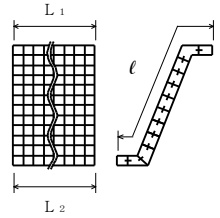
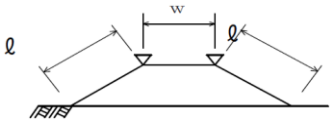
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	7	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100
						杭 径 D	設計値以上
						打 込 長 さ h	設計値以上
						サンドドレーン、 袋詰式サンドドレーン、 サンドコンパクション パイル工)	—
		8			締め改良工 (サンドコンパクション パイル工)		
3	2	7	9		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	-50
						位置・間隔 w	D/4 以内
						杭 径 D	設計値以上
						深 度 ℓ	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>100 本に 1 ヶ所。 100 本以下は 2 ヶ所測定。1 ヶ所に 4 本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。</p> <p>全本数</p>	  <p>※余長は適応除外</p>	
<p>全本数 計器管理にかえることができる。</p>		
<p>100 本に 1 ヶ所。 100 本以下は 2 ヶ所測定。 1 箇所に 4 本測定。</p> <p>全本数</p> <p><math>L = \ell_1 - \ell_2</math> ℓ1 は改良体先端深度 ℓ2 は改良端天端深度</p>	 	

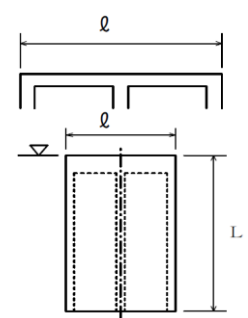
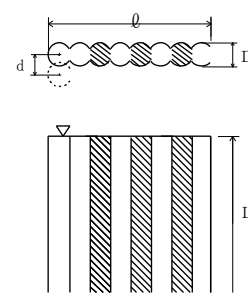
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 100$
						根 入 長	設計値以上
3	2	10	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ $\ell$	設計深さ以上
						配 置 誤 差 $d$	100
3	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 $\ell$	-100
						延長 $L1, L2$	-200
3	2	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 $\nabla$	-50
						天 端 幅 $w$	-100
						法 長 $\ell$	-100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所。延長 40m (又は 50m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。 (任意仮設は除く)		
全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。  1 施工箇所毎		
施工延長 50m につき 1ヶ所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ▽	-50
3	2	10	9	地中連続壁工 (壁式)	基 準 高 ▽	±50	
					連壁の長さ $l$	-50	
					変 位	300	
					壁 体 長 $L$	-200	
3	2	10	10	地中連続壁工 (柱列式)	基 準 高 ▽	±50	
					連壁の長さ $l$	-50	
					変 位 $d$	$D/4$ 以内	
					壁 体 長 $L$	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 50mにつき 1ヶ所。 延長 50m以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>		
<p>基準高は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所。延長 40m (又は 50m) 以下のものについては 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は施工延長 20m (測点間隔 25mの場合は 25m) につき 1ヶ所。延長 20m (又は 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>		
<p>基準高は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所。延長 40m (又は 50m) 以下のものについては 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は施工延長 20m (測点間隔 25mの場合は 25m) につき 1ヶ所。延長 20m (又は 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>		

単位：mm

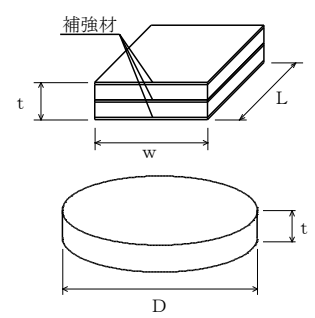
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
3	2	12	1	1	鋳造費 (金属支承工)	上	孔の直径差	+2	
						下		-0	
						中心距離	センターボスを基準にした孔位置のずれ		
							≤1000mm	1 以下	
							センターボスを基準にした孔位置のずれ		
							>1000mm	1.5 以下	
						アンカーボルト用孔(鑄放し)	孔の直径	≤100mm	+3 -1
								>100mm	+4 -2
						センターボス	孔の中心距離		JIS B 0403 CT13
							ボスの直径		+0 -1
ボスの高さ		+1 -0							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		製品全数を測定。



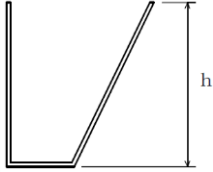
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
3	2	12	1	1	鑄造費 (金属支承工)	上杓の橋軸及び直角方向の長さ寸法	JIS B 0403 CT13		
						全移動量 $l$	$l \leq 300\text{mm}$	$\pm 2$	
							$l > 300\text{mm}$	$\pm l / 100$	
						組立絶対高さ $H$	上、下面加工仕上げ		$\pm 3$
							コンクリート構造用	$H \leq 300\text{mm}$	$\pm 3$
								$H > 300\text{mm}$	( $H/200+3$ ) 小数点以下切り捨て
						普通寸法	鑄放し長さ寸法※1)※2)		JIS B 0403 C14
							鑄放し肉厚寸法※1)		JIS B 0403 C15
							削り加工寸法		JIS B 0405 粗級
							ガス切断寸法		JIS B 0417 B 級
3	2	12	1	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	幅 $w$	$w, L, D \leq 500$	$0 \sim +5$	
							$500 < w, L, D \leq 1500\text{mm}$	$0 \sim +1\%$	
							$1500 < w, L, D$	$0 \sim +15$	
						長さ $L$	直徑 $D$	$t \leq 20\text{mm}$	$\pm 0.5$
								$20 < t \leq 160$	$\pm 2.5\%$
								$160 < t$	$\pm 4$
						厚さ $t$	$w, L, D \leq 1000\text{mm}$	1	
							$1000\text{mm} < w, L, D$	( $w, L, D$ ) / 1000	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
製品全数を測定。 ※1) 片面削り加工も含む。 ※2) ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。		
製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（ $t$ ）の最大相対誤差		

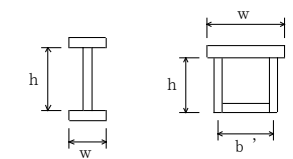
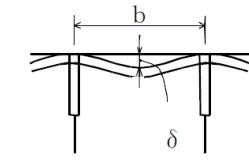
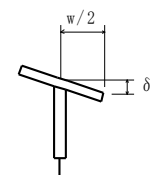
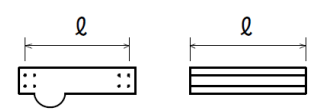
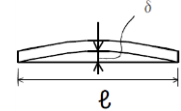
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長 $\ell$ (m) $\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$
						刃口金物製作工	刃口高さ h (m) $\pm 2 \cdots \cdots \quad h \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots \cdots \quad 0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots \cdots \quad 1.0 < h \leq 2.0$
						外周長 L (m)	$\pm (10+L/10)$

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所		
図面の寸法表示箇所		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
						測 定 項 目	規 格 値		
3	土	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合)  ※シミュレーション仮組立検査も含む	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \dots\dots$ $w \leq 0.5$	
							腹板高 h (m)	$\pm 3 \dots\dots$ $0.5 < w \leq 1.0$	
							腹板間隔 b' (m)	$\pm 4 \dots\dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2)$ $2.0 < w$	
							板の平面度 $\delta$ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板	$h / 250$
								箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	$b / 150$
							材	フランジの直角度 $\delta$ (mm)	$w / 200$
							精	部	鋼桁
トラス、アーチなど	$\pm 2 \dots \ell \leq 10$ $\pm 3 \dots \ell > 10$								
		圧縮材の曲がり $\delta$ (mm)	$\ell / 1000$						

測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
鋼桁等	トラス・アーチ等		
主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		 I型鋼桁      トラス弦材	
主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。  h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)			
			
原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。			
—		主要部材全数を測定。  $\ell$ : 部材長 (mm) 	
※規格値の w に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「板の平面度 $\delta$ 、フランジの直角度 $\delta$ 、圧縮材の曲り $\delta$ 」の規格値の h, b, w に代入する数値は mm 単位の数値とする。			

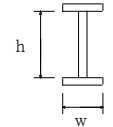
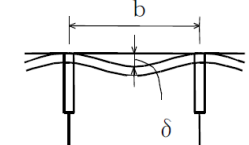
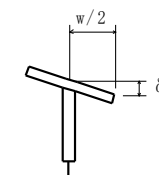
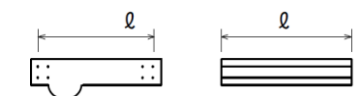
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3	土	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合)  ※シミュレーション仮組立検査も含む	全長 L (m)	$\pm(10+L/10)$
							支間長 Ln (m)	$\pm(10+Ln/10)$
							主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \cdots B \leq 2$ $\pm(3+B/2)$ $\cdots B > 2$
							主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \cdots h \leq 5$ $\pm(2.5+h/2)$ $\cdots h > 5$
							主桁、主構の通り $\delta$ (mm)	$5+L/5 \cdots$ $L \leq 100$ $25 \cdots L > 100$
							主桁、主構のそり $\delta$ (mm)	$-5 \sim +5 \cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \cdots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \cdots$ $80 < L \leq 200$
							主桁、主構の橋端における出入差 $\delta$ (mm)	$\pm 10$
							主桁、主構の鉛直度 $\delta$ (mm)	$3+h/1000$
		現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	$\pm 5$					

測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
鋼桁等	トラス・アーチ等		
各桁毎に全数を測定。			
各支点及び各支間中央付近を測定。			
—	両端部及び中心部を測定。		
最も外側の主げた又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)			
各主桁について 10～12 m 間隔を測定。 L：主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長 (m)		
どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			
各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ (mm)		
主桁、主構の全継手数の 1/2 を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいもの。なお、設計値が 5mm 未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を 0mm とする。 (例：設計値が 3mm の場合、すき間の許容範囲は 0mm～8mm)			
※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 $\delta$ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	土	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	$\pm 2 \cdots \cdots$ $w \leq 0.5$ フランジ幅 $w$ (m) $\pm 3 \cdots \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ 腹板高 $h$ (m) $\pm 4 \cdots \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2)$ $2.0 < w$	
							板 の 平 面 度 $\delta$ (mm)	鋼桁等の部材の 腹板 $h / 250$
							箱桁等のフラン ジ鋼桁床版のデ ッキプレート	$b / 150$
							フランジの直角度 $\delta$ (mm)	$w / 200$
							部 材 精 度	部 材 長 $\ell$ (m)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5 部材につき 1 個抜き取っ た部材の中央付近を測定。	 <p>I 型鋼桁</p>	
主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		
		
主要部材全数を測定。		
※規格値の w に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 $\delta$ 、フランジの直角度 $\delta$ 」の規格値の h, b, w に代入する数値はmm単 位の数値とする。		

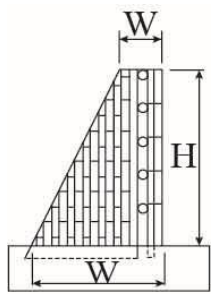
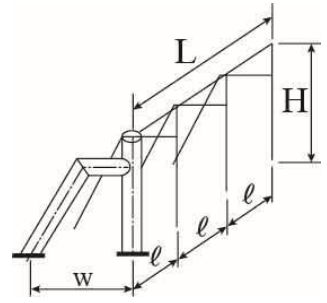
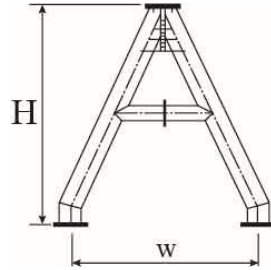
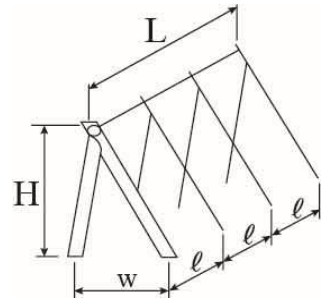
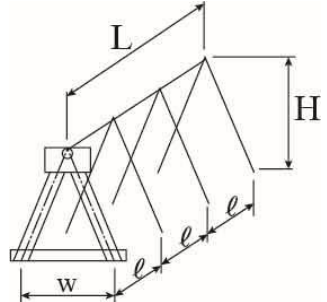
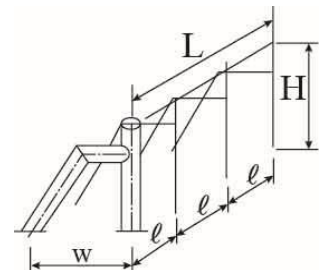
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	部材の水平度	10
						堤 長 L	±30
						堤 長 $l$	±10
						堤 幅 W	±30
						堤 幅 w	±10
						高 さ H	±10
						ベースプレートの高さ	±10
						本体の傾き	±H/500
次頁に続く							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数を測定。		

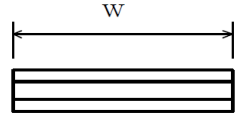
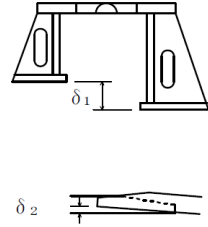
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		
		
		

単位：mm

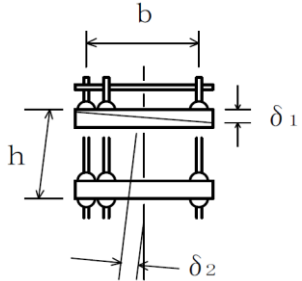
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	4		検査路製作工	部 材	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \dots\dots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $l > 10$	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	5		鋼製伸縮継手製作工	部 材	部材長 $w$ (m)	$0 \sim +30$	
							仮 組 立 時	組合せる伸縮装置との高さの差 $\delta_1$ (mm)	設 計 値 $\pm 4$
								フィンガーの食い違い $\delta_2$ (mm)	$\pm 2$

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
製品全数を測定。		
両端及び中央部付近を測定。		



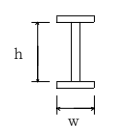
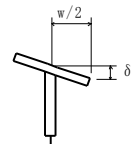
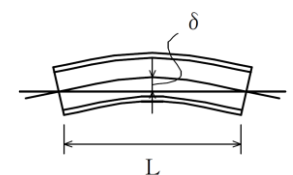
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	6		落橋防止装置製作工	部	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$	
						材		$l \leq 10$	
								$\pm 4 \cdots \cdots$	
								$l > 10$	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	7		橋梁用防護柵製作工	部	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$	
						材		$l \leq 10$	
								$\pm 4 \cdots \cdots$	
								$l > 10$	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	8		アンカーフレーム製作工	上 面 水 平 度	仮組立時	$\delta_1$ (mm)	$b/500$
						鉛 直 度			$h/500$
						高 さ $h$ (mm)			$\pm 5$

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		図面の寸法表示箇所にて測定。
		図面の寸法表示箇所にて測定。
		軸心上全数測定。
		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	9		プレビーム用桁製作工	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$
						腹板高 h (m)	$\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w / 2) \cdots 2.0 < w$
						部材 フランジの直角 度 $\delta$ (mm)	$w / 200$
						部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$
					仮組立時	主桁のそり $\delta$	$-5 \sim +5$ $\cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\cdots 20 < L \leq 40$
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	10		鋼製排水管製作工	部材 部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁	
各支点及び各支間中央付近を測定。		
原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。	$\ell$	
各主桁について 10~12m 間隔を測定。		
図面の寸法表示箇所を測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	12	11		工場塗装工	塗 膜 厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは、500m <sup>2</sup> とする。 1 ロット当たり測定数は 25 点とし、各点の測定は 5 回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が 200m <sup>2</sup> に満たない場合は 10m <sup>2</sup> ごとに 1 点とする。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	土 木 工 事 共 通 編	2	13	3	1	架設工（鋼橋）  （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全 長 L(m) 支間長 Ln(m)	$\pm (20+L/5)$ $\pm (20+Ln/5)$
						通 り $\delta$ (mm)	$\pm (10+2L/5)$	
						そ り $\delta$ (mm)	$\pm (25+L/2)$	
						※主桁、主構の 中心間距離 B(m)	$\pm 4 \cdots \cdots$ $B \leq 2$ $\pm (3+B/2) \cdots \cdots$ $B > 2$	
						※主桁の橋端に おける出入差 $\delta$ (mm)	$\pm 10$	
						※主桁、主構の 鉛直度 $\delta$ (mm)	$3+h/1,000$	
						※現場継手部の すき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	$\pm 5$	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各桁毎に全数測定。		
L：主桁・主構の支間長(m)		
主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)		
各支点及び各支間中央付近を測定。		
どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		
各主桁の両端部を測定。 h：主桁・主構の高さ(mm)		
主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)		
※は仮組立検査を実施しない工事に適用。 ※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 $\delta$ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。		

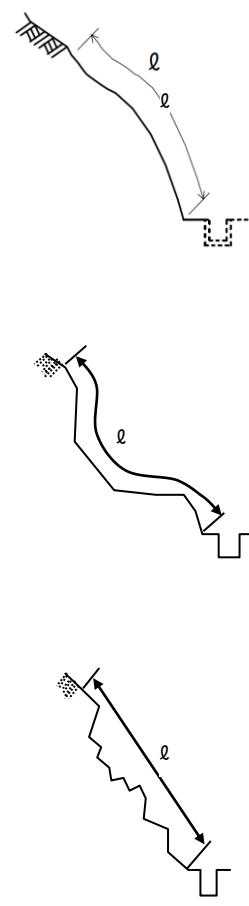
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	13	3	2	架設工（コンクリート橋）  （クレーン架設） （架設桁架設）  架設工支保工 （固定） （移動）  架設桁架設 （片持架設） （押し架設）	全 長・支 間	—	
						桁の中心間距離	—	
						そ り	—	
3	2	14	2	1	植生工 （種子吹付工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生ネット工） （種子帯工） （人工張芝工） （植生穴工）	切 土 法 長 $\ell$	$\ell < 5m$ —200	
							$\ell \geq 5m$ 法長の—4%	
						盛 土 法 長 $\ell$	$\ell < 5m$ —100	
							$\ell \geq 5m$ 法長の—2%	
						延 長 L	—200	
3	2	14	2	2	植生工 （厚層基材吹付工） （客土吹付工）	法 長 $\ell$	$\ell < 5m$ —200	
							$\ell \geq 5m$ 法長の—4%	
						厚 さ t	$t < 5cm$	—10
							$t \geq 5cm$	—20
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。		
						延 長 L	—200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各桁毎に全数測定。		
一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。 主桁を全数測定。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
1 施工箇所毎		
施工延長 40mにつき 1ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
施工面積 200m <sup>2</sup> につき 1ヶ所、面積 200m <sup>2</sup> 以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。 検査孔により測定。		
1 施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	14	3	1	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 $\ell$	$\ell < 3\text{m}$	-50
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100
						厚さ $t$	$t < 5\text{cm}$	-10
							$t \geq 5\text{cm}$	-20
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上	
延 長 $L$		-200						

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40mにつき 1ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。</p> <p>200m<sup>2</sup> につき 1ヶ所以上、200m<sup>2</sup> 以下は 2ヶ所をせん孔により測定。</p>		
1 施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 $\ell$	$\ell < 10\text{m}$	-100
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200
						幅	w	-30
						高 さ	h	-30
						吹付枠中心間隔	a	$\pm 100$
					延 長 L	-200		
3	2	14	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 $\ell$	$\ell < 10\text{m}$	-100
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200
						延 長 L		-200
3	2	14	6		アンカー工	削孔深さ $\ell$		設計値以上
						配置誤差 d		100
						せん孔方向 $\theta$		$\pm 2.5$ 度

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>枠延延長 100m につき 1ヶ所、枠延延長 100m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>		
1 施工箇所毎		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>		
1 施工箇所毎		
全数	<p><math>d = \sqrt{x^2 + y^2}</math></p>	

単位：mm

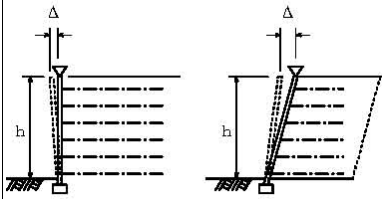
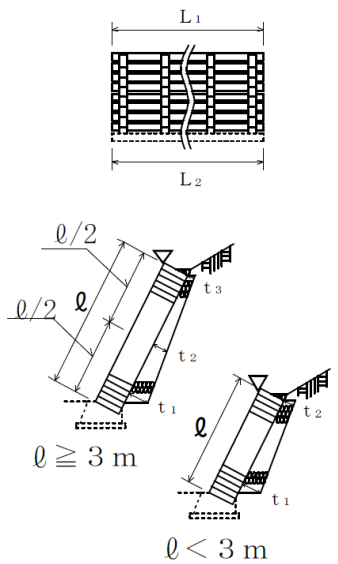
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	15	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						厚 さ t	-20	
						裏 込 厚 さ	-50	
						幅 w1, w2	-30	
						高 さ h	h < 3m	-50
							h $\geq$ 3m	-100
延 長 L	-200							
3	2	15	2		プレキャスト擁壁工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						延 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。</p>		
1 施工箇所毎		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。</p>		
1 施工箇所毎		



単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
3	2	15	3		補強土壁工  (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土壁工法)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$		
						高さ h	$h < 3m$	-50	
							$h \geq 3m$	-100	
						鉛直度 $\Delta$		$\pm 0.03 h$ かつ $\pm 300$ 以内	
						控え長さ		設計値以上	
						延 長 L		-200	
3	2	15	4		井桁ブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$		
						法長 $\ell$	$\ell < 3m$	-50	
							$\ell \geq 3m$	-100	
						厚さ t1, t2, t3		-50	
						延 長 L1, L2		-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> 		
1 施工箇所毎		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> 		
1 施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工  共 通	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基 準 高 ▽	電 気 船	200ps	-800~+200
								500ps	-1000~+200
								1000ps	-1200~+200
							デ ィ ー ゼ ル 船	250ps	-800~+200
								420ps	-1000~+200
								600ps	-1000~+200
							1350ps	-1200~+200	
							幅	-200	
	延 長	-200							
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工  共 通	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基 準 高 ▽	+200 以下		
						幅	-200		
						延 長	-200		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。</p>		
<p>延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工	3	3	浚渫船運転工  (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	
						標高較差	0以下	+40以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	2		床版工	規 準 高 ▽	±20	
						幅 w	0～+30	
						厚 さ t	-10～+20	
						鉄筋のかぶり	設計値以上	
						鉄筋の有効高さ	±10	
						鉄 筋 間 隔	±20	
上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫）（案）」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p>		
<p>基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1ヶ所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10m<sup>2</sup>に1ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）</p> <p>1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。</p> <p>1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向工の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。</p>		